

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所の廃止措置に関して、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（平成 18 年 2 月 2 日締結）」の一部を下記のとおり改正する。

記

第 1 条中「建設及び運転・保守（以下「運転等」という。）」とあるのを「建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）」とする。

第 6 条第 2 項中「（昭和 32 年法律第 166 号）」の次に「（以下この条において「法」という。）」を加え、同条第 3 項中「原子炉を解体しようとするときは、」とあるのを「原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第 43 条の 3 の 33 第 2 項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、」とする。

第 8 条第 1 項第 1 号中「発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況」とあるのを「発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画」とし、同項第 2 号中「発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況」とあるのを「発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況」とする。

第 9 条の見出し及び同条中「運転上の制限」とあるのを「運転上の制限及び施設運用上の基準」とする。

第 18 条第 1 項及び第 2 項中「運転・保守」とあるのを「運転等」とする。

平成 27 年 12 月 18 日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 松江市長 松浦正徳

丙 中国電力株式会社  
取締役社長 荻田知